

国立大学の学生定員管理の 柔軟化について

国立大学における定員の取扱い

- **大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 定員（学生数）に応じて運営費交付金を配分。（学生経費）
- 大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**運営費交付金の配分**等においてペナルティがある。

□ 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（文部科学省告示第四十五条）」第1条第1項第3号により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合は、認可しないことを規定。**

➔ **国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずること**としている。

○認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分	大学				短期大学	高等専門学校
	4000人以上		4000人未満			
大学規模 (収容定員)	4000人以上		4000人未満			
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

【注意】外国人留学生等の扱いについて

- ・ 正規入学する者は、**全て「定員内」の学生**として扱う
- ・ 国費留学生・私費留学生であっても、社会人であっても、正規学生は「定員内」の学生として扱う

□ 各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

○入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

※国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部（学部入学定員300人超）	中規模学部（学部入学定員100人超300人以下）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
105%以上	110%以上	115%以上

○収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過（学部毎に算定）

※上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

大・中規模学部（学部入学定員100人超）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
110%以上	120%以上

定員管理の仕組み（学部）

- 私立大学については、大学の収容定員の総数が増加する場合には文部科学大臣の認可を要件とし、収容定員の総数が増加しない場合（学部・学科の再編等）は文部科学大臣への届出のみで対応できる。
- 国立大学については、学部収容定員の**総数の増加**については、18歳人口の減少等を踏まえ、医学部の臨時定員増を除き、**原則、運用上認めていない**。
収容定員の総数が増加しない場合であっても、**学部・学科の再編等**に伴う場合には、中期目標・中期計画の変更を伴うため**文部科学大臣の認可**が必要。また、運用上で別途、**設置審の審査手続き**を行っている。
➔ **機動的な組織の再編ができないとの指摘。**

	国立大学	私立大学
収容定員の増加	原則、認めていない（運用）	認可（設置審）
収容定員の範囲内の学部・学科等の整備(※) (学部・学科等の定員変更と併せて)	認可（中期目標・計画） 事前伺い(設置審)	届出（設置審）

(※) 「学位の分野」の変更がない場合のみ。「学位の分野」の変更が生じる場合は私立大学も認可が必要。
(国立大学においても準拠した手続きを実施)

国立大学の定員設定の自由化①（提案）

～学部・学科の再編等を伴う定員変更（収容定員の総数は増加しない）～

- 現在、国立大学については、18歳人口の減少等を踏まえ、**収容定員の総数を増加させない抑制的な対応**を採っているところ
- また、収容定員の総数の増加を伴わない場合においても、学部・学科の再編等(※)を行う際には、
 - ・ 運用上の取扱いとして事前に**設置審による審査手続き**（「事前伺い」）を経るとともに
 - ・ 関係法令に基づき中期計画変更の**文部科学大臣認可**を要する（学科のみの再編を除く）

こととしており、**私立大学と比較しても厳しい取扱い**を行っている

(※)「学位の分野」の変更がない場合に限る。

- 一方で、社会のニーズや産業構造の変化等に伴い、国立大学には伝統的な学問分野のみならず、**新たな分野の教育研究、人材育成に関する期待**が寄せられており、**スピード感を持って臨機応変な教育研究組織の整備**が求められている

- このため、まずは学位の分野の変更がない場合で、学部・学科の再編等を伴う定員変更（収容定員の総数は増加しない）について、
 - ① 大学設置分科会の「事前伺い」の手続きを改め、**文部科学省への報告（届出）のみで対応**できることとしてはどうか？
 - ② 「国と国立大学法人との契約関係の再定義」の検討の際、**学部ごとの定員を大臣認可事項としていることについて改める方向で議論**してはどうか？

東京23区における収容定員増の抑制

- 東京一極集中の是正のため、平成30年度から東京23区における収容定員増加を原則として抑制。
- ただし、社会人学生や留学生に限定した定員増加は許容。

まち・ひと・しごと創生基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）

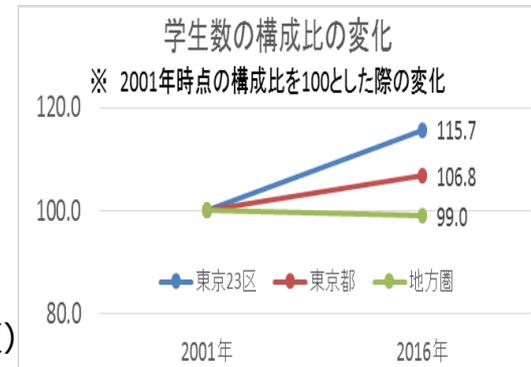
◎東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進

- ・ 今後、18歳人口が大幅に減少する中、学生の過度の東京への集中により、地方大学の経営悪化や東京圏周縁で大学が撤退した地域の衰退が懸念されることから、東京23区の大学の学部・学科の新增設を抑制することとし、具体的には、大学生の集中が進み続ける東京23区においては、大学の定員増は認めないことを原則とする。その際、総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等により、社会のニーズに応じて新たな学部・学科を新設することを認められるものとするなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する。これらについての具体的な制度や仕組みについて検討し、年内に成案を得る。また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。

平成30年度常会で以下の法律を制定

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）
【平成30年10月1日施行】

- 対象：4年制大学及び短期大学（大学院、夜間・通信制教育は除く。）
- 抑制の内容：東京23区内における学部の設置やキャンパス移転等により東京23区内の収容定員の増加を認めない。
- 抑制期間：平成30年10月1日から令和10年3月31日までの時限措置
- 抑制の例外措置（例）：既存学部の定員とのスクラップアンドビルドによる定員増
社会人、留学生に限定した定員の増加
収容定員増について、既に投資・機関決定等を行っていた場合
専門職大学等の設置（5年間の経過措置）
- 抑制措置の見直し期限：令和6年3月末まで（主として専門職大学の経過措置に係る事項）
令和10年3月末まで（収容定員増の抑制措置全般に係る事項）



国立大学の定員設定の自由化②（問題提起）

～収容定員の総数について～

- 現在、国立大学については、18歳人口の減少等を踏まえ、**収容定員の総数を増加させない抑制的な対応**を採っているところ（再掲）
- また、地方創生・東京一極集中の是正の観点から、現在は、**東京23区内の大学**については、**国公立を問わず収容定員の増加を原則として抑制**している
- しかしながら、東京23区内の定員抑制においては、政策的観点から**社会人学生や留学生**に限定した場合については、**例外的に収容定員の増加を許容**している
- 加えて、社会のニーズや産業構造の変化等に伴い、国立大学には伝統的な学問分野のみならず、**新たな分野の教育研究、人材育成に関する期待**が寄せられており、**スピード感を持って臨機応変な教育研究組織の整備**が求められている（再掲）
- こうした状況を踏まえ、
 - ① そもそも国立大学の収容定員の**総数についてどう考えるか？**
 - ② 仮に、国立大学の収容定員の総数を増加させることとした場合、**どのような条件を付すべきか？** ⇒ 次頁参照

国立大学の定員設定の自由化②（問題提起）

～収容定員の総数について・続～

（問題提起のポイント：P.6より）

1. 国立大学の収容定員の**総数**について
2. 仮に、国立大学の収容定員の総数を増加させることとした場合の**条件**について

1. に係る論点

- 18歳人口が減少する中、スクラップ・アンド・ビルドではなく、あえて収容定員の増加が必要であるか？
- 公私立大学との役割分担をどのように考えて国立大学の収容定員を考えるか？
- オンライン化が進む中、教育環境の水準を定める基準となる収容定員の定義をどう捉えるか？

2. に係る論点

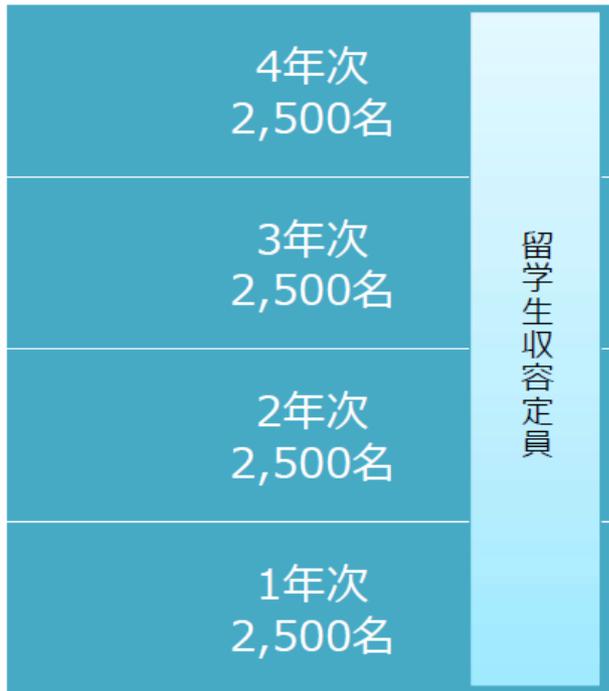
- 収容定員の増加を認めるべき**政策的観点**（留学生、社会人学生など）や、人材育成・研究の**緊急度が高い領域・分野**は？
- 収容定員の増加を認める**大学が備えるべき要件**は？
- 収容定員の増加を認める大学は、存在する**地域の限定**をかけるべきか？
- 収容定員の増加を認める**期間**はどのように設定すべきか？（時限付or恒久的）



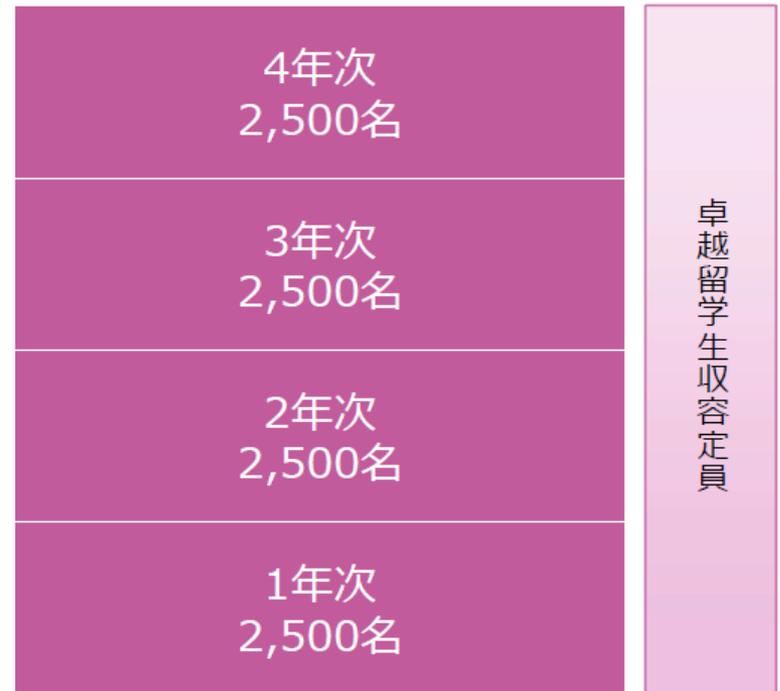
学部段階における卓越留学生定員の別枠化

2

現行の厳格な定員管理



規制緩和後の定員管理



留学生を定員内としてカウントし、
学部の規模によって超過定員を制限

**真に優秀な留学生（卓越留学生）を
定員外としてカウントするとともに
授業料も自由化**

国立大学のさらなる発展に向けて



1. 大変革の時代における国立大学法人のあり方と制度的検証の必要性

- ✓ 国際化・多様性の時代と社会における国立大学の役割の再考
- ✓ 公共財としての国立大学を支える各種制度の振り返りと検証
- ✓ 指定国立大学法人制度の意義の再検証

2. 今後検討すべき制度的課題について

国際展開

- ✓ 国際展開のさらなる推進、優秀な留学生の戦略的獲得
弾力的な学生定員管理、国際教育研究連携の拡充、促進のための弾力的制度

産学連携

- ✓ 新たな産学連携の推進体制の強化
子会社を全体統括するホールディングカンパニー（持ち株会社）の設立

経営基盤

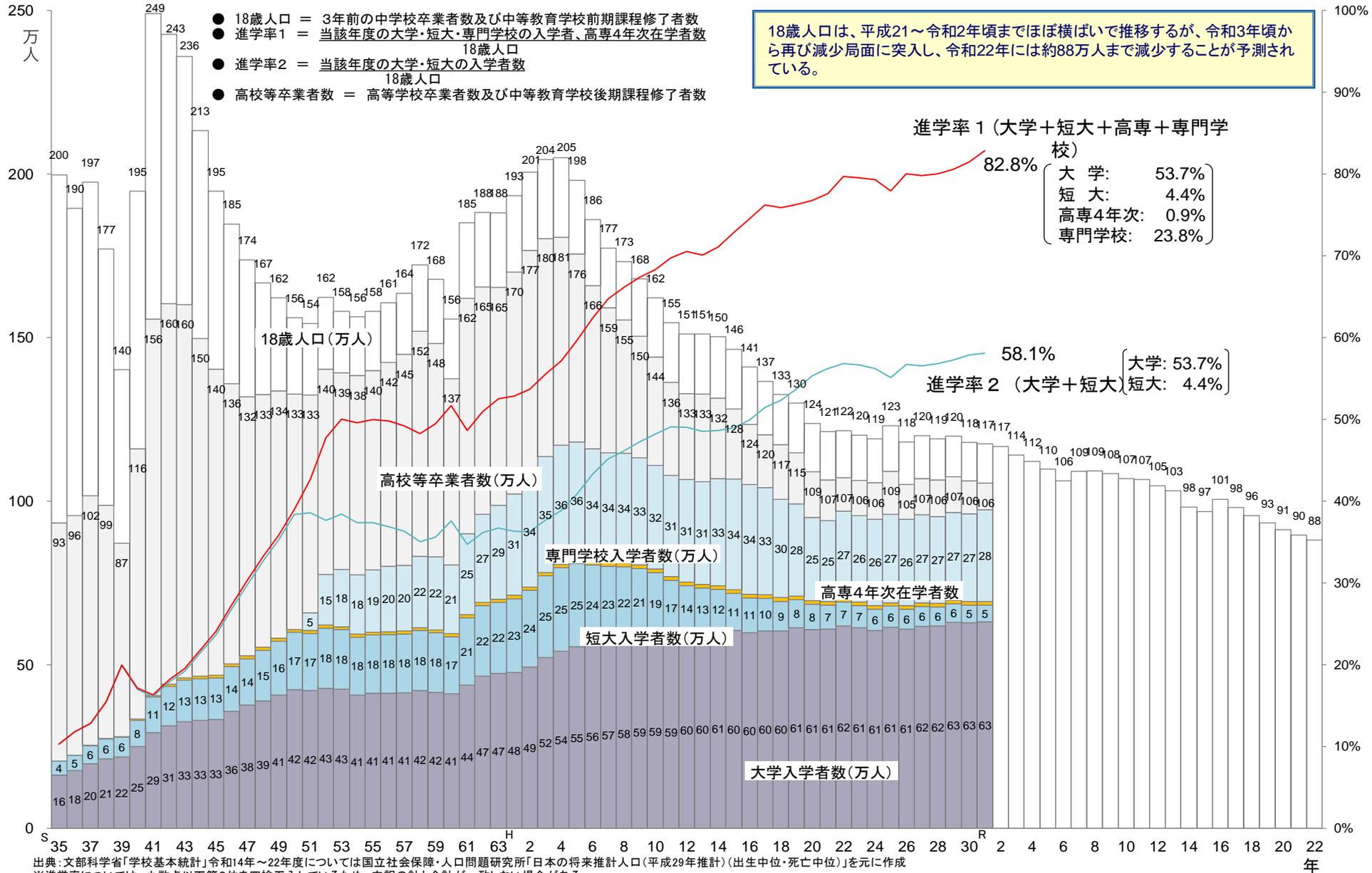
- ✓ 長期的見通しを持った経営を可能にする財務基盤の確立
中期目標期間にとらわれず柔軟に活用できる運営資金（運営費交付金、間接経費）の拡大

評価

- ✓ 合理的・実効的な評価制度への抜本的転換
国立大学法人制度の趣旨に立ち返った中長期スパンの観点での評価への転換、評価の簡素化

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

(参考)

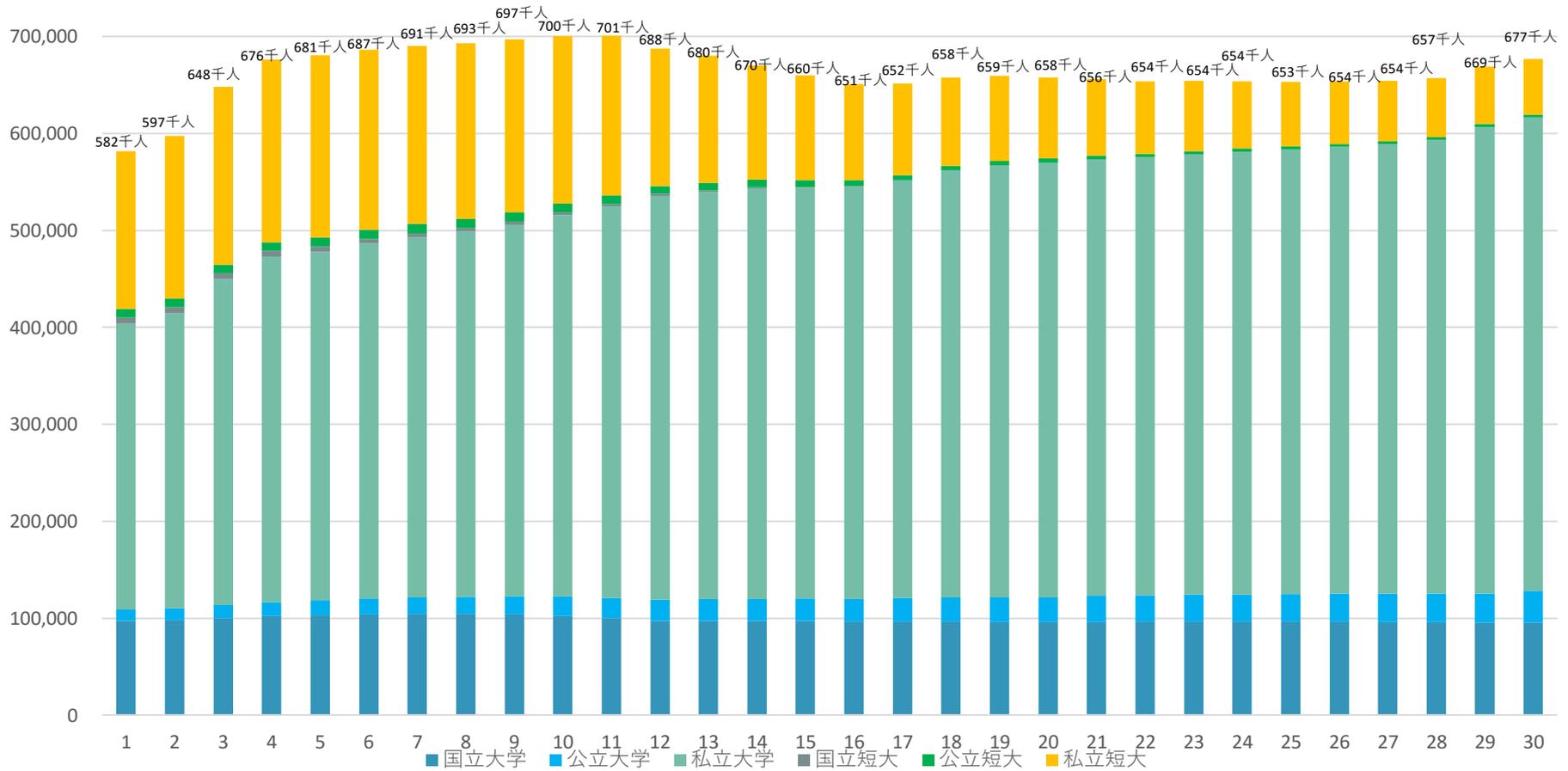


出典: 文部科学省「学校基本統計」令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成
 ※進学率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

平成以降の大学・短大の入学定員の推移（国公私別）

（参考）

四年制大学の定員は増加傾向だが、短期大学は減少しており、合計では平成11年度をピークとし、近年は66万人前後で推移



※全国大学一覧、全国短大一覧より文科省でグラフ作成

令和元年度 都道府県別大学進学率の動向

(参考)

※着色部分は、流出上位と流入上位の3都府県

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
大学進学率	45.7%	39.8%	38.1%	46.2%	39.1%	38.6%	39.4%	52.4%	48.9%	46.6%	53.4%	53.5%
大学入学者数	19,367	3,430	2,547	12,119	2,075	2,875	3,273	7,368	4,985	7,044	30,338	27,862
左から国公私別割合	30% 7% 63%	40% 16% 44%	42% 18% 39%	23% 4% 73%	48% 33% 19%	61% 5% 34%	30% 14% 56%	53% 2% 45%	19% - 81%	16% 23% 61%	5% 1% 93%	10% 1% 90%
流出入差(流入-流出)	-1,400	-1,530	-2,061	2,077	-1,321	-1,224	-4,136	-7,451	-4,246	-1,963	-4,628	-1,818

	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
大学進学率	73.3%	55.7%	43.5%	46.0%	51.1%	51.0%	60.7%	44.3%	47.7%	48.2%	53.2%	44.0%
大学入学者数	150,195	47,179	6,314	2,608	6,713	2,407	4,417	4,004	4,916	8,450	42,612	3,360
左から国公私別割合	7% 1% 92%	4% 3% 94%	41% 10% 49%	70% 18% 12%	26% 9% 64%	36% 19% 44%	19% 26% 55%	51% 25% 25%	26% 4% 69%	26% 12% 62%	5% 9% 86%	40% 3% 57%
流出入差(流入-流出)	72,679	2,618	-2,925	-2,040	995	-1,542	-495	-5,109	-4,854	-8,528	3,508	-4,499

	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
大学進学率	49.1%	66.4%	57.1%	56.3%	59.2%	46.0%	40.3%	43.4%	50.1%	55.5%	38.8%	46.8%
大学入学者数	7,379	33,997	54,185	28,002	5,210	1,802	1,546	1,675	9,672	13,599	4,590	2,757
左から国公私別割合	13% 9% 78%	11% 3% 86%	8% 5% 87%	10% 7% 83%	15% 7% 78%	52% 10% 38%	76% 20% 4%	72% 28% -	24% 6% 70%	18% 12% 70%	43% 27% 30%	52% - 48%
流出入差(流入-流出)	335	17,992	6,802	-1,984	-2,710	-2,562	-674	-1,129	254	-1,136	-342	-508

	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
大学進学率	50.9%	47.3%	44.9%	48.5%	40.4%	41.0%	42.9%	38.9%	38.3%	38.3%	38.7%
大学入学者数	2,163	3,782	2,179	26,851	1,802	4,027	6,171	3,204	2,308	3,650	4,264
左から国公私別割合	59% 4% 37%	48% 3% 49%	52% 42% 6%	16% 8% 76%	75% - 25%	42% 18% 41%	28% 8% 64%	35% 3% 63%	46% 14% 40%	59% - 41%	37% 16% 47%
流出入差(流入-流出)	-2,711	-2,460	-779	3,885	-1,813	-1,498	-1,309	-912	-1,895	-2,578	-2,265

○進学率:各県の18歳人口に占める大学進学者の割合 ○大学入学者数:県内大学に入学した数(国公私別割合は四捨五入しているため100%にならない場合がある)
○流出入差:県外から県内の大学への進学者と県内から県外の大学への進学者の差

出典:令和元年度学校基本統計